

2020年9月

## 1. フィリピンにおけるコロナウイルスによる隔離措置の状況

隔離措置については以下の取り扱いが定められている。

強化されたコミュニティ隔離措置	ECQ : Enhanced Community Quarantine
修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置	MECQ : Modified Enhanced Community Quarantine
一般的なコミュニティ隔離措置	GCQ : General Community Quarantine
修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置	MGCQ : Modified General Community Quarantine

上から順番に厳しい措置となる。

6月1日からマニラ首都圏はGCQに移行し、7月30日まで継続した。これ以降も感染者の増加は衰えを知らず、8月1日以降もGCQ継続との見方が強かった。7月31日にフィリピン政府は一旦GCQの継続を決定し、方針を公表したものの、8月2日の夜になって突然GCQより厳しいMECQに修正すると表明した。期間は8月4日から8月18日までの2週間。コロナウイルス感染拡大により医療体制が逼迫していることが背景。自宅待機が基本となる。公共交通機関の運行は再び停止となった。自治体間の移動には許可証が必要となり、各企業における従業員の出勤への影響は避けられない。その後、首都圏は8月19日～31日までを再びGCQとする旨の発表がなされ、タクシー等の公共交通機関が少し動き出した。しかし、依然として地方と首都圏を結ぶ長距離バスの運行は許可されておらず、人の往来は限定的だ。しかしながら、感染者数は日ごとのばらつきが抑えられ、以前として感染者数は多いものの若い人を中心にほとんどが無症状者であり、感染者自体も一日2,000人～3,000人程度で落ち着いてきており、これまでの対策が功を奏してきているとも言えるだろう。そのような中で、今まではそれぞれの隔離措置に対して一定の行動制限が画一的になされてきたが、ここに来て自治体ごとに感染状況が大きく異なることもあって、次第に自治体に権限を委譲していくような体制になってきている。例えば、外出制限は原則午後10時までであるが、これは午後10時には自宅にいないといけない、という意味である。しかし、マカティ市はこれが経済活動の妨げになるとして、首都圏のマカティ市においては特別に飲食店でのレシートがあれば午後11時までには帰宅することを認めたのである。これにより、飲食店の従業員の帰宅時間を考慮して午後10時まで営業できるはずの飲食店が午後8時で閉店していたところ、午後10時まで飲食店を営業できることとなり（お店の近隣に住んでいる従業員であれば閉店後1時間で概ね帰宅可能）、各段に経済効果が高くなったと想像する。このように現在では、各隔離措置レベルに応じた一定の縛りはあるものの、その中で自治体独自に政策を打ち出している市もあるので、皆様は各自自治体の条例等に十分注意頂きたい。このような状況下において、貿易産業省と労働雇用省は8月14日付で、JOINT MEMORANDUM CIRCULAR NO.20-04「DTI AND DOLE SUPPLEMENTAL GUIDELINES ON WORKPLACE PREVENTION AND CONTROL OF COVID-19」を発表した。詳しくは通達を参考にされたいが、コロナウイルス対策強化が謳われており、職場の勤務中においてもマスクとフェイスシールドの着用が義務化となっているため留意されたい。9月1日～9月30日については、感染状況の落ち着きからMGCQに移行するのではとの噂も流れたが首都圏は引き続きGCQが維持されることとなった。今回は2週間ではなく、1か月間の隔離措置の発表であったため、営業再開に踏み切れるお店も多くなるのではと楽しみにしている。このまま抑え込みに成功した様子を国民に見せられれば、開国の日も近いかもしれない。

## 2. 8 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
8 月 11 日	SEC	NOTICE	監査済財務諸表のハードコピー提出日の延長を 発表。
8 月 11 日	BIR	RMC No.82-2020	eAFS システムで年次の法人税申告書ならびに市 四半期の税務申告書の添付書類も提出すること が可能となった。大規模納税者 (Large Taxpayer) でなくとも利用が可能。
8 月 14 日	DOLE/DTI	JMC No.20-04	貿易産業省と労働雇用省が共同でコロナウイルス に係る追加のガイドラインを発表。職場内でのマス クおよびフェイスシールドの着用が義務化。
8 月 17 日	PEZA	MC No.2020-44	8 月 24 日より PEZA 本庁がパサイ市に移転。電 話番号に変更はなし。

### お問い合わせ先

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati  
City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

■ 米国公認会計士・米国税理士 杉山 陽祐 / Yosuke Sugiyama (USCPA,EA)

E-Mail : [yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

■ 日本国公認会計士 戸村 裕輔 / Yosuke Tomura (C.P.A (JAPAN))

E-Mail : [yu.tomura@faircongrp.com](mailto:yu.tomura@faircongrp.com)

「FCG フィリピン ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG フィリピン ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG フィリピン ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。